

改正

平成27年3月27日条例第1号

平成31年3月28日条例第1号

鴻巣市地域福祉計画審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、本市における地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、鴻巣市地域福祉計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の地域福祉計画の策定に関し必要な事項について調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 地域福祉に携わる者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。